

令和7年度

おいらせ町農業委員会

第8回 総会議事録

期日 令和 7年10月 9日

場所 おいらせ町役場本庁舎

## 第8回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場本庁舎 庁議室
2. 開会期日 令和 7年 10月 9日 (木) 午後 5時00分
3. 閉会日時 令和 7年 10月 9日 (木) 午後 5時18分
  
4. 出席委員
  - 1番 上久保 辰視 君      2番 袴田 光雄 君      3番 岩崎 仁 君
  - 4番 吉田 良紀 君      5番 柏崎 幸子 君      7番 立花 友彦 君
  - 9番 玉川 勉 君      10番 松林 一弥 君      11番 久慈 弘子 君
  - 13番 沼舘 廣志 君      14番 松林 勝智 君
  
5. 欠席委員  
6番 日ヶ久保 浩幸 君、8番 田中 正幸 君、12番 日ヶ久保 亨 君
  
6. 会議に付した事件
  - (1) 報告第20号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
  - (2) 報告第21号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
  - (3) 報告第22号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
  - (4) 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
  - (5) 議案第25号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
  - (6) 議案第26号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について
  
7. 会議録署名委員  
10番 松林 一弥 君、11番 久慈 弘子 君
  
8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの  
おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 木村 英樹 主任主査 尾駮 淳
  
9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和7年度第8回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、14名中 11名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、8番 田中 正幸 委員、12番 日ヶ久保 亨 委員については、欠席のむね連絡がありました。日ヶ久保 浩幸 委員からはまだ連絡ございませんけど、これから来ると思います。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、11番 久慈 弘子 委員、12番 日ヶ久保 亨 委員は休みだから…10番 松林 一弥 委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駁主任主査を指名いたします。</p> <p>はい。では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第20号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、報告第20号について説明します。</p> <p>議案書の1-1から1-4ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第20号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第20号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第21号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、報告第21号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1と2をご覧ください。</p> <p>照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>

	<p>ないでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第21号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第22号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、報告第22号について説明します。</p> <p>議案書の3-1から3-4ページをご覧ください。</p> <p>令和7年8月総会で決定した8件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…はい、ないでしょうか。…はい、よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第22号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に議案事項に入ります。議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局からの説明を</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>求めます。</p> <p>それでは、議案第24号について説明します。 議案書の4ページをご覧ください。 今月の農地法第3条許可申請は、1件であり、権利の内容は所有権移転です。</p> <p>番号1は贈与による所有権移転です。資料3をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。 土地の所在は 新敷の田と畑 4筆、面積は合計3,607平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 …ないでしょうか。なければ、よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第24号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第 2 4 号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に議案第 2 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 ( 柏 崎 事 務 局 長 )	<p>はい。それでは議案第 2 5 号について説明します。</p> <p>議案書の 5 ページ番号 1 と資料 4、5 をご覧ください。権利の内容は所有権移転です。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、鶉久保の畑 1 筆、面積は 2, 3 6 2 平方メートルです。用途、転用の事由は貸家 9 棟及び建築条件付売買予定地となっております。</p> <p>次に議案書の 5 ページ番号 2 と資料 6、7 をご覧ください。権利の内容は使用貸借権の設定です。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、中下田の畑 1 筆、面積は 1, 2 0 0 平方メートルです。2 年間の一時転用で、用途は通路・資材置場、転用の事由は隣地の宿舍建築のための作業ヤードとして利用するとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>

<p>3 番 (岩崎委員)</p>	<p>はい、3番 岩崎です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>番号1の申請地は、貸家9棟と建築条件付き売買予定地です。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然浸透または、浸透枳で処理します。周囲に農地はありません。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>番号2の申請地は、作業ヤードとして利用します。汚水は発生せず、雨水は自然浸透させ、処理します。申請地に鉄板を敷設し、周囲の農地との高低差は同一であることから農地への影響はありません。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、10ha未満の小集団の生産性低い農地であることから、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、不動産業を営んでおり、県道沿いに位置しており、交通の便がよく、スーパーマーケット等も近くにあり、生活しやすい環境であることから、本農地の申請に至りました。申請地周辺で代替地も検討したが条件が折り合わず、当該農地の申請に至ったものです。</p> <p>不許可の例外で認められる、代替地がないに該当いたします。</p>

	<p>番号2の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、関東で土木業を営んでおり、八戸市で事業所開設に伴い、宿舍の建築を計画しました。周辺で作業ヤードを探したところ、両隣は住宅が建っており不向きであるため、北側の農地を選定しました。</p> <p>第3種農地は原則許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ないでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第25号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第25号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第26号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、4番 吉田 良紀 委員が当事者となっている事案がございます。議案第26号 番号11は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、吉田 良紀 員の退出をお願いします。</p>

	<p>(吉田 良紀 委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、吉田 良紀 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案書の6—6 ページ番号11をご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和7年9月26日付けで農用地利用集積等促進計画の意見を求められております。内容は、売買が1件となっております。これにより集積される農地は2筆で、合計面積は4,008平方メートルとなります。計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。吉田 良紀委員の入室を認めます。</p>

	<p>(吉田 良紀 委員 入室)</p>
議 長	<p>吉田 良紀 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第26号 残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-7ページをご覧ください。内容は、使用貸借権が5件、賃借権が5件、売買が5件となっております。これにより集積される農地は72筆で、合計面積は11,672平方メートル(11.6ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ないでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。</p>

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これで、第8回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後 5時18分